

## 産業廃棄物処分量許可証

住 所 佐賀県佐賀市大和町大字久留間3180番地4  
氏 名 株式会社谷田建設  
代表取締役 谷田 将拓

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 平成30年（2018年）10月22日  
許可の有効年月日 令和5年（2023年）10月21日

## 1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 碎	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上8種類（水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光管に限る）を含む。）
破碎・選別	金属くず（がれき類に付着したものに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
固 化	汚泥（無機性汚泥に限る。） 以上1種類（水銀含有ばいじん等を除く。）
焼 却	紙くず及び木くず 以上2種類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
圧 縮	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず及び金属くず 以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

最終処分業	産業廃棄物の種類
安定型	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上5種類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

## 2. 事業の用に供するすべての施設

種 類	破碎施設	破碎・選別施設（固定及び移動式）
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	1. の中間処理業（破碎・選別）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	小城市三日月町織島字三本三割909番1	佐賀市大和町大字久留間字横馬場十角2755番1
設置年月日	平成18年1月25日	平成12年7月24日
処理能力	4.2t/日（8時間）	320t/日（8時間）
許可年月日		平成13年2月1日（みなし）

種 類	固化施設（固定及び移動式）	焼却施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（固化）にある産業廃棄物の種類の全て	1. の中間処理業（焼却）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀市大和町大字久留間字今山山王箆3037番1	佐賀市大和町大字久留間字今山山王箆3037番1
設置年月日	令和4年7月22日	平成13年5月11日
処理能力	1080m <sup>3</sup> /日（8時間）	0.3t/日（8時間）

（裏面へ）

種 類	破砕施設	破砕施設
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類	木くず
設置場所	小城市三日月町織島字西四本一割1034番1	小城市三日月町織島字西四本一割1035番1
設置年月日	平成25年11月6日	令和4年3月8日
処理能力	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず：30.40t/日(8時間) がれき類：34.00t/日(8時間)	3.5t/日(8時間)
許可年月日	平成25年10月6日	
許可番号	佐賀県指令25循環第6号	

種 類	破砕施設	圧縮施設
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）	1. の中間処理業（圧縮）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	小城市三日月町織島字三本三割909番1	小城市三日月町織島字三本三割909番1
設置年月日	平成22年12月1日	平成24年7月15日
処理能力	1.9t(8,640本)/日(8時間)	廃プラスチック類：220.8t/日(8時間) 紙 く ず：195.2t/日(8時間) 織 維 く ず：44.0t/日(8時間) 金 属 く ず：327.2t/日(8時間)

種 類	破砕施設（移動式）	破砕施設
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類
設置場所	小城市三日月町織島字西四本一割1022番	小城市三日月町織島字三本三割909番1
設置年月日	平成28年5月16日	令和4年3月28日
処理能力	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず：136t/日(8時間) がれき類：136t/日(8時間)	廃プラスチック類：4.0t/日(8時間) 紙 く ず：3.9t/日(8時間) 木 く ず：4.5t/日(8時間) 織 維 く ず：1.6t/日(8時間) ゴ ム く ず：4.8t/日(8時間) ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず ：4.4t/日(8時間) が れ き 類：4.0t/日(8時間)
許可年月日	平成27年7月30日	
許可番号	佐賀県指令27循環第4号	

種 類	破碎施設	破碎施設
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類
設置場所	唐津市相知町久保字猿渡25番23	唐津市相知町久保字猿渡25番23
設置年月日	令和4年3月8日	平成29年7月13日
処理能力	8.0t/日(8時間)	廃プラスチック類：1.68t/日(8時間) 紙くず：1.20t/日(8時間) 木くず：2.40t/日(8時間) 繊維くず：0.72t/日(8時間) ゴムくず：1.44t/日(8時間) ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず：3.84t/日(8時間) がれき類：3.84t/日(8時間)

種 類	固化施設(固定及び移動式)	破碎施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業(固化)にある産業廃棄物の種類の全て	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
設置場所	唐津市相知町久保字猿渡25番2	小城市三日月町織島字西四本一割1024番1
設置年月日	令和3年12月6日	令和4年10月7日
処理能力	640m <sup>3</sup> /日(8時間)	廃プラスチック類：1.4t/日(8時間) 紙くず：1.2t/日(8時間) 木くず：2.2t/日(8時間) 繊維くず：0.49t/日(8時間)

種 類	破碎施設
産業廃棄物の種類	木くず
設置場所	唐津市相知町久保字猿渡25番23
設置年月日	令和4年12月23日
処理能力	2.2t/日(8時間)

種 類	安定型最終処分場
設置場所	唐津市相知町久保字猿渡59番3, 59番5, 66番, 67番, 67番2, 67番3, 68番2, 68番3, 68番4, 69番1, 69番4, 69番8, 69番9, 69番10 唐津市相知町久保字谷川添83番2, 90番2, 90番3, 91番1, 91番2, 91番3, 91番4, 92番2, 92番3, 93番2, 93番3, 101番1
設置年月日	平成27年4月16日
処理能力	面積：8,826m <sup>2</sup> 、容量：79,234m <sup>3</sup>
許可年月日	平成24年9月11日
許可番号	佐賀県指令24循環第8号

### 3. 許可の条件

県内で移動して施設を使用する場合は、解体現場の敷地内に限る。さらに、がれき類等の破碎施設(平成28年5月16日設置)を移動して使用する場合は、防音シートを設置すること。以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年10月22日	更新許可	
令和3年4月16日	変更届	名称及び代表者の変更
令和3年9月15日	変更届	破碎施設（平成28年5月16日設置）に係る変更 （固定式及び移動式→移動式）
令和3年9月28日	変更届	破碎施設（平成30年9月10日設置）の廃止
令和3年12月13日	変更届	固化施設（処理能力640m <sup>3</sup> /日）の追加
令和4年4月25日	変更届	破碎施設（平成18年1月20日設置）及び破碎施設（平成28年 4月25日設置）の廃止並びに破碎施設（令和4年3月8日設置）及び破 碎施設（令和4年3月8日設置）の追加
令和4年5月20日	変更届	破碎施設（令和4年3月28日設置）の追加
令和4年7月22日	変更届	固化施設（平成20年9月1日設置）の廃止 固化施設（令和4年7月22日設置）の追加
令和4年10月11日	変更届	破碎施設（令和4年10月7日設置）の追加
令和4年12月28日	変更届	破碎施設（令和4年12月23日設置）の追加 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無  
無